

京町家条例改正案に対する御意見記入欄（令和8年8月24日(月)必着）

FAX等で送付いただく場合は、この用紙をお使いください。 FAX:075-222-3478
右の二次元コードリンク先又は京都市ホームページ「意見募集フォーム」からも御回答いただけます。
https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11720



いただいた御意見は、意見募集終了後、御意見の概要を取りまとめ、京都市ホームページで公表します。御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

条例の改正案について

1 条例改正の目的(あるべき将来像の実現に向けた政策のアップデート)

2 社会全体で京町家の保全・継承に取り組む機運の醸成

3 解体届出制度の実効性の向上(違反者の氏名公表の対象を所有者にも拡大)

その他御意見について

御意見を取りまとめる際の参考といたしますので、差し支えなければ該当する項目に○を御記入ください。
【年代】 ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上
【京都との関わり】 ①京都市内在住(区) ②京都市内に通勤・通学(京都市外在住)
③それ以外(過去に京都に住んでいた、京都のまちが好き、など)
【京町家との関係】 ①京町家を所有又は京町家に居住 ②過去に京町家を所有又は京町家に居住
③仕事や研究等で京町家に関係している ④直接的な関係はない

「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」
の改正案について

報告資料1

意見募集期間

令和8年7月24日(金)～8月24日(月)【必着】

皆様からの御意見を
募集しています！



意見募集の趣旨

京都市では、千年先の未来を見据え、今後の四半世紀を展望する京都のまちの羅針盤となる「京都基本構想」を令和7年12月に定めました。京町家は「京都基本構想」に掲げる、京都が未来に引き継いでいくべき価値を体現するものであり、京都が京都であり続けるための拠り所の一つです。

京町家は、先人たちが日々の暮らしの中で大切に育み、紡いできた貴重な財産であり、わたしたち京都市民は、この先人たちの営為の結晶を未来に伝え遺していく責任があります。

京町家条例に基づき指定を行っている京町家については滅失に至る割合が他と比べて低く抑えられているなど、これまでの取組の効果は一定認められるものの、今なお、毎日約2軒のペースで京町家の滅失が進むとともに、京町家の危機的状況が社会課題として十分に認知されていない状況です。

この危機的な状況を強く認識し、それを市民のみならず国内外の人々と共有しながら、京町家の保全・継承の取組を進めていかなければなりません。

そこで、社会全体で京町家を保全・継承する将来を目指し、より実効性の高い施策推進を図るため、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を改正しますので、広く市民の皆様から御意見を募集します。

社会全体で京町家を保全・継承する将来に向けて

社会全体で守る機運を高めます

解体届出制度の実効性を高めます

条例の改正内容(案)は3ページ

意見募集
フォーム



・右の二次元コードリンク先の意見募集フォームから御提出ください。
・京都市HPの意見募集フォームからも御回答いただけます。
https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11720

京町家条例 バックホーム 検索

電子メール

machisai.kyomachiya@city.kyoto.lg.jp
※メールの件名は「バグフィックス」としてください。

持参、郵送、FAX等で御提出いただくこともできます。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室(京町家保全継承担当)

TEL:075-222-3503 FAX:075-222-3478

※持参の場合は、平日の午前8時45分～午後5時30分(正午～午後1時を除く)に御来庁ください。1

提出先
(お問合せ先)

京町家条列の概要 これまでの取組と課題

京都市では、京町家条例に基づく様々な取組を行ってきましたが、令和6年度の調査では、京町家の減少に歯止めがかかってない状況や、京町家の危機的状況が社会課題として十分に認知されていない現状等の課題が明らかとなっています。

そこで、京都市では、令和6年度から「京町家保全・継承審議会」において施策の在り方について議論を重ね、「京都市京町家保全・継承推進計画」(第2次)を策定するとともに、京町家所有者に対する支援の拡充をはじめ、京町家の保全・継承を着実に推進するため、令和8年度予算を大幅に充実に、取組を強化しています。

さらに、政策の根幹である京町家条例について、次の2つの視点で改正を行い、施策の更なる推進を図ります。

① 社会全体で京町家の保全・継承に取り組む機運の醸成

②京町家条例に基づく解体届出制度の実効性の向上

京町家条例に基づく取組の現状

【京町家条例に基づく指定制度について】

【本町】の町並み又は個性豊かな生活文化の保全及び継承を図るうえで、趣のある町並み又は個性豊かな生活文化の保全及び継承を図るうえで、特に重要な京町家（重要京町家）や地域（京町家保全重点取組地区）を条例に基づき指定しています。

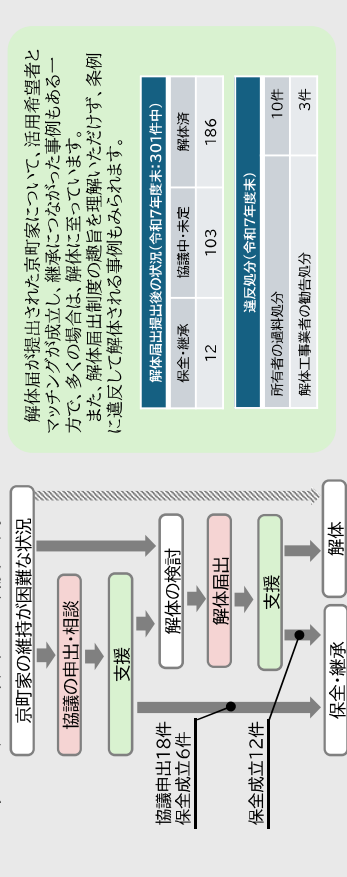
指定京町家の所有者は、改修補助などの支援を受けられます。また、指定京町家を解体する際には、その1年前までに「解体届」を提出していただく必要があります。

《指定の状況(令和8年6月時点)》

●重要京町家：1702軒 ●京町家保全重点取組地区：21地区

【京町家条例に基づく解体届出制度について】

京町家について、取壊しも含めた処分を検討しようとする際に、早い段階で市に届け出たことで、京町家の保全や活用方法について幅広い選択肢をお示しし、当該京町家の保全、継承につなげていくことを目的とした制度です。



京町家の保全・継承に向けた支援制度

京町家の保全・継承を目的に、以下のような支援を行っています。詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

- 京町家改修補助金、京町家保全・継承応援金
京町家の保全・継承を推進するため、京町家の改修工事や維持管理にかかわる経済的負担を軽減するための補助制度を設けています。
令和8年度から、制度を大幅に充実し、支援を行っています。
- 京町家のなかでも相模（京都市賀蘭・まちづくりセンター）
京町家の維持管理、改修、活用等、様々な相談に対応しています。



京町家の総合情報サイト
「京町家を未来へ」

京町家条例の改正内容(案)

皆様の御意見を
お寄せください！

1 条例改正の目的(あるべき将来像の実現に向けた政策のアップデート)

京町家を次世代に引き継いでいくため、従来の施策に加え、京町家を社会的に継承する仕組みの構築や支庁制度の新設・充実、都市計画や景観政策をはじめとした関連政策との連携、税の在り方の検討など、今後あらゆる施策を総動員する必要があります。

そこで、京都基本構想や京町家保全・継承審議会の答申を踏まえた「京町家の保全・継承のあるべき将来像」を実現するため、政策の根幹である京町家条例について、前文を含め改正します。

2 社会全体で京町家の保全・継承に取り組み機運の醸成

①「各主体の責務・役割」等の見直し

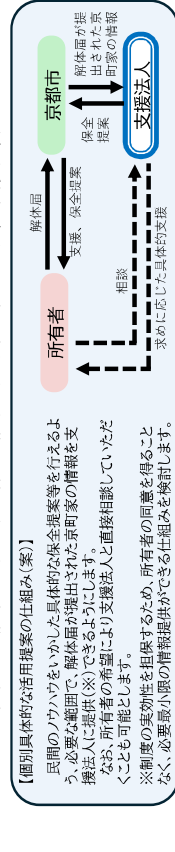
社会全体で京町家の保全・継承に取り組むことを目的に、第1章(総則)、第2章(京町家の保全及び継承に関する基本的施策)を改正し、京町家の保全・継承に関わる主体に新たに「京町家を取得しようとする方」と「建築設計業者」を加えるほか、各主体の責務・役割の明確化を図ります。

- ①京都市議会、機軸に対する所有若その他多様な主体の共通理解を深めることの必要性について、基本理念や各主体の責務、役割等に明記します。
- ②「京町家を取得しようとする方」の責務として、取得前に京町家の保全・継承について十分に理解し、協力していただくことを求めます。
- ③建築意匠を営む者は、事業者の定義に加入するとともに、事業者として、事業を行う場所（工事をを行う際）に京町家の維持管理に影響を及ぼさないよう努めていただくことを追加します。
- ④京町家の外観に拠る建築士・事業者や建築設計業者に対し、伝統的な意匠・構造に配慮した改修等に努めていただくことを追加します。

②「京町家保全継承支援法人(仮称)の指定制度」の創設

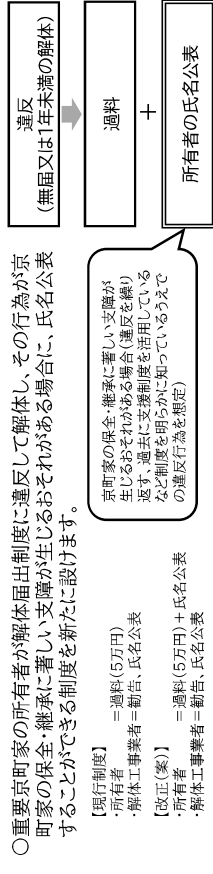
京町家の保全・継承に取り組んでいる民間団体等(非営利法人や財団法人、その他京町家の保全・継承につながる活動を行う会社等)で、一定の要件に該当する団体等を「京町家保全継承支援法人(仮称)」として指定し、支援法人の活動をバックアップします。

さらに、京都市に解体届が提出された重要京町家について、京都市が当該京町家の所有者に対し、個別具体的な保全・継承の提案等を行うよう、支援法人に案件に応じた保全策の提案を求めることができる仕組みを構築し、京町家の保全・継承の実効性を高めます（下図参照）。



3 解体届出制度の実効性の向上(違反者の氏名公表の対象を所有者にも拡大)

○重要町家の所有者が解体届出制度に違反して解体し、その行為が京町家の保全・継承に著しい支障が生じるおそれがある場合に、氏名公表することができ、その旨を新設に設けます。



4 その他(これまでの運用を踏まえただ規定の見直し)

○京町家の定義について、長屋の場合は住戸単位で取り扱うこととします。これにより、重要京町家の指定が住戸単位で可能となります。また、長屋の場合は、住戸ごとに解体届が必要となります。